

絶縁油中 PCB の法規制について

この度は、PCB 分析のご依頼ありがとうございます。

なお、分析結果によって今後の対応が異なりますので、以下をご確認ください。

分析した結果については、別紙の試験検査結果書の通りです。

2001 年 7 月 15 日に『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法』が施行され、PCB 廃棄物保管事業者は政令で定める期間内に処分又は処分の委託が義務付けられました。処分期間は低濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 0.5 mg/kg 超～5,000 mg/kg 以下）については 2027 年 3 月 31 日までとなり、高濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 5,000 mg/kg 超）については処分期間が終了しています。

状態と管轄 PCB 濃度	使用中（電路に接続している） 経済産業省	保管中（電路から外れている） 環境省
検出下限値未満*1 ～0.50 mg/kg*2	そのまま使用できます。 届出は必要ありません。	一般産業廃棄物として処分可能。 届出は必要ありません。
低濃度 PCB 0.51 mg/kg ～5,000 mg/kg	そのまま使用できますが*3、 産業保安監督部長へ「使用届」の 届出が必要です。	毎年6月30日までに都道府県知事 又は政令で定める市長に 「保管状況」の届出が必要です。 処分までは、特別管理産業廃棄物 保管基準に従い、適正に保管して 下さい。 処分期間：2027 年 3 月 31 日まで
高濃度 PCB 5,000 mg/kg 超	処分期間が終了しています。 管轄する都道府県及び政令市の産業廃棄物課へご相談下さい。	

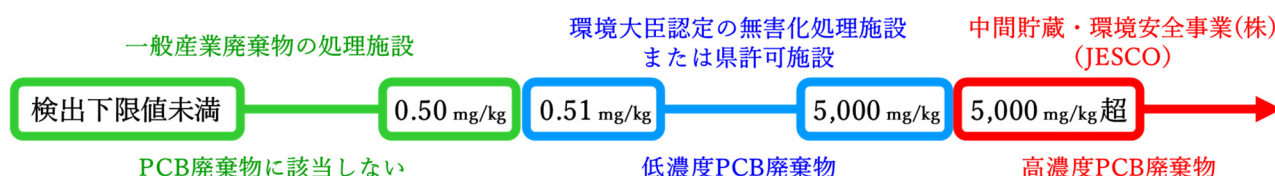
*1：検出下限値未満とは PCB が未検出、または PCB 濃度 0.10 mg/kg 以下

*2：mg/kg = ppm, %（0.50 mg/kg = 0.5 ppm, 0.00005%、5,000 mg/kg = 5,000 ppm, 0.5%）

*3：電路から外すと管轄および法規制が変わるため、2027 年 3 月 31 日までに計画的な処分
又は処分の委託をお勧め致します。

機器が使用中であると経済産業省、保管中であると環境省とそれぞれ管轄が異なります。

届出の詳細は、各省のホームページをご覧ください。



詳しくは、当社 分析担当者 佐藤（旭）、相沢（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問合せください。

